資料２

環境省
Ministry of the Environment

産業廃棄物の処理に係る契約における総合評価落札方式の導入について

令和８年度環境配慮契約法基本方針検討会（第２回）

令和８年11月24日
環境省環境経済課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS　Re-Style　デコ活 くらしの中のエコろがけ　つなげよう、支えよう 森里川海　Plastics Smart

令和8年度資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会委員

【五十音順・敬称略】

	中込　理欧	一般社団法人日本経済団体連合会環境委員会 廃棄物・リサイクルワーキンググループ座長 ＪＦＥスチール（株）環境防災・リサイクル部長
	中谷　隼	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授
	橋本　征二	立命館大学理工学部環境都市工学科教授
（座長）	藤井　実	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域システムイノベーション研究室室長
	室石 泰弘	公益社団法人全国産業資源循環連合会専務理事

環境配慮契約法の概要

■ **国等が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することにより、環境負荷の低減を図る**ことを目的として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」が制定。（2007年（平成19年））

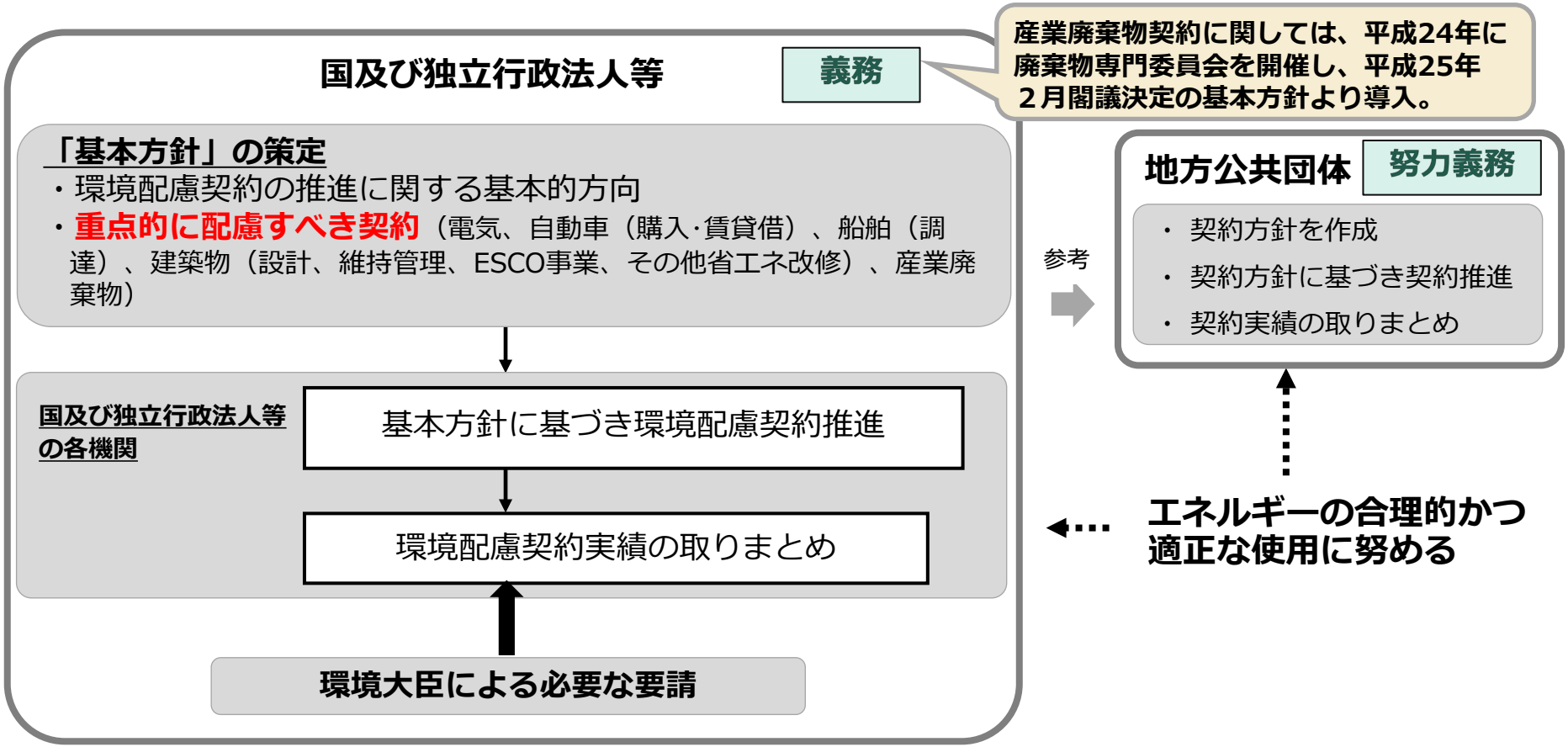

※国及び独立行政法人等：国（各府省庁）、独立行政法人（国立環境研究所、中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用独立行政法人等の87団体（国立病院等を含む）の他、国立大学法人を含む）

産業廃棄物の処理に係る契約

基本的考え方

- ❑ 環境評価項目を点数化して、基準値を満たした事業者の中から価格競争により落札者を決定する裾切り方式を採用
- ❑ 温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガス等の排出削減、大気・水・土壌等の各環境質の保全を考慮
- ❑ 再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、優良認定への適合状況を考慮
- ❑ 入札条件は、処理する産業廃棄物や再生資源化の種類等の特性を踏まえ調達者において設定

契約における環境配慮の必要性と意義

- ➢ 産業廃棄物の適正処理の推進
  - ✓ 不法投棄は撲滅に至らず、不適正処理も多く発生
  - ✓ 不法投棄等の行為者、廃棄物処理事業者に対する規制強化とともに、排出事業者の責任強化
  - ✓ 産業廃棄物の処理に当たっての優良産廃処理業者認定制度の活用
- ➢ 温室効果ガス等の排出削減
  - ✓ 廃棄物分野から排出される温室効果ガス等の削減
  - ✓ 廃棄物の資源としての再生利用の促進

➡ 産業廃棄物の処理に係る契約において**温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績等**を考慮した**事業者選定**が必要

現時点での評価区分・配点例

評価項目	評価内容	配点例
① 環境/CSR報告書	事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出されるGHGの排出削減計画・目標及び達成状況を数値で示し、公表していることを評価	10
③ 従業員への研修・教育	研修・教育の年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的に実施していることを評価	5
a)環境配慮への取組状況（小計）	–	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を５年間受けていないことを評価	10
② 事業の透明性	事業者の基礎情報、業許可内容、施設の能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価	10
③ 環境配慮の取組	ISO14001（環境マネジメントシステム）又はエコアクション21等の認証取得していることを評価	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していることを評価	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務体質を評価	10
b)優良基準への適合状況（小計）	–	50
合　　計	–	75

環境配慮契約を実施した場合の入札参加処理事業者の優良産廃処理業者の割合は81%を占める（令和６年度実績）

満点の６割以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

総合評価落札方式の導入検討

現状の契約方式及び総合評価落札方式の導入検討について

（環境配慮契約法基本方針 解説資料 抜粋（産業廃棄物の処理に係る契約））

入札条件は、処理する産業廃棄物や産業廃棄物の処理に係る契約方式の検討に当たっては、価格のほかに価格以外の要素（環境負荷低減に向けた取組等）を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する**総合評価落札方式が最善**とされた。

しかし、現時点では具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難であり、**当面裾切り方式を採用する**ものとする。

今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合において、総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

また、当面は優良産廃処理業者認定制度の認定は必須項目としないが、制度が施行されて一定期間が経過した後には、認定事業者の状況等を踏まえ、必要に応じ、所要の見直しを行うこととする。

環境配慮契約法基本方針解説資料（産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について）
https://www.env.go.jp/content/000384530.pdf

プラスチック資源循環の促進について

環境省

プラスチック資源循環の促進（排出抑制・再資源化等）

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）が令和４年４月から施行
- 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組、3R+Renewableを促進することとしており、排出事業者に対してはプラスチック廃棄物の排出の抑制やその再資源化等が求められているところ
- 国及び独立行政法人等においても排出事業者として、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を図るとともに、その再資源化等を率先して実行することが必要

環境配慮契約の観点から、国及び独立行政法人等においての**プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の促進**につながる取組として、同法に基づく「**排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（令和４年３月）**」等を参考とし、取り組むことが必要

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

令和６年５月29日公布
令和７年11月21日全面施行

環境省

○　**脱炭素化**と**再生資源の質と量の確保**等の**資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定**、**特に処分量の多い産業廃棄物処分業者**の再資源化の実施の状況の**報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- **再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し**、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- **特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**

⇨ **再資源化の高度化に向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

➢ 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

➢ **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の
完全リサイクル
画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

➢ 温室効果ガス**削減効果を高めるための高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環
画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

提案募集での事業者からの提案に関して

〇提案募集とは

基本方針の毎年の見直しに際し、事業者等から新たな技術開発や普及の進展により
更なる環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスの需要拡大に寄与する提案を募集。
毎年５～6月あたりに約１か月間募集しており、令和８年度は５/11～6/11で募集した。

〇結果

令和７・８年度に１事業者（両年度同一事業者）から産業廃棄物処理に係る契約に関して提案有。

〇提案内容

（令和７年度）

入札時の評価項目に、**外部評価（CDPスコア※1、SBT認定※2状況）**、**焼却処理の有無**※3を追加。

※1：Carbon Disclosure Project. 気候変動、水資源、森林の取組に関する企業の国際的な開示基準。質問票への回答により、CDPが企業の開示内容に関して8段階のスコア評価を与える。

※2：Science Based Targets. パリ協定が求める水準と整合した企業の温室効果ガス排出削減目標であり、企業の温室効果ガス削減を可視化するもの。

※3：焼却をしない処理方法を基本として、焼却する処理方法を選択する場合は、理由を明記させる。

（令和８年度）

（案１）入札者が提示する**処分方法の環境負荷**に応じて段階的に加点

・加点なし（基準）： 資源化を伴わない単純焼却、減容化処理（破砕など）のみ行った上での埋立
・加点（中）： サーマルリカバリー（熱回収、燃料化）
・加点（高）： マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、リユース

（案２）**外部評価の取得・参画状況**に応じた加点

・コンプライアンス・品質確保： ISO14001の認証取得
・グローバルな環境コミットメント： CDPへの回答・評価、またはSBT（Science Based Targets）認定の取得
・労働安全衛生水準（全産業平均や業界平均を下回る度数率・強度率の実績、ISO45001の取得等）

（参考）総合評価落札方式（除算方式／加算方式）の検討

環境省

■ 総合評価落札方式においては、除算方式と加算方式があり、それぞれの概要は以下のとおり。
■ なお、環境配慮契約において、電気や自動車契約では除算方式を採用。また公共工事に関しては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等そのほかの方法を取る場合には個別協議が必要となる等、除算方式が主流。

除算方式

公共調達においてより一般的な方式

総合評価点＝（標準点（基礎点）＋加算点）※／価格

※除算方式の場合は加算点が0点でも評価可能なように便宜上標準点（最低限の要求要件を満たす場合に付与）を設定（一般に100点）

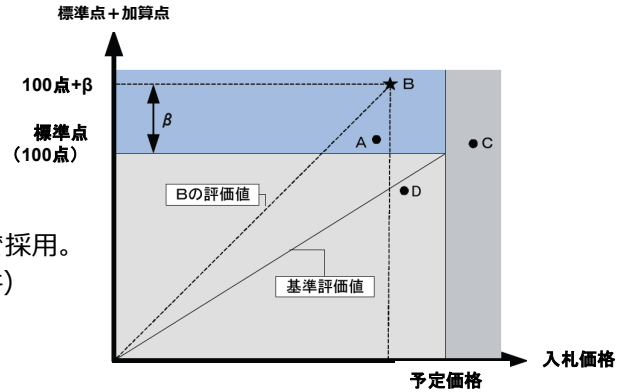

○ 国において包括協議が整っている主な契約
⇒建設工事（公共工事）や自動車の購入及び賃貸借、電気の供給を受ける契約（環境配慮契約法）で採用。
自動車：標準点2：加算点1（グリーン購入法の車種別の判断の基準を満たすことが入札参加要件）

○ 入札価格で除算するため、入札価格が下がるに連れて技術（標準点+加算点）の評価にかかわらず価格の影響が過大になる。
- 「安かろう悪かろう」を防ぐためには一定の入札参加制限が必要
- 契約相手方の選定に当たって価格や業務遂行の質の高さを重視する場合に採用されることが多い。（仕様が明確な場合はより価格を重視する傾向が高い）

加算方式

価格よりも技術をより高度に評価したい場合に用いる方式

総合評価点＝価格点＋技術点

価格点＝α×（1－入札価格／予定価格）
α：入札価格に係る得点配分（通常α ＝100）

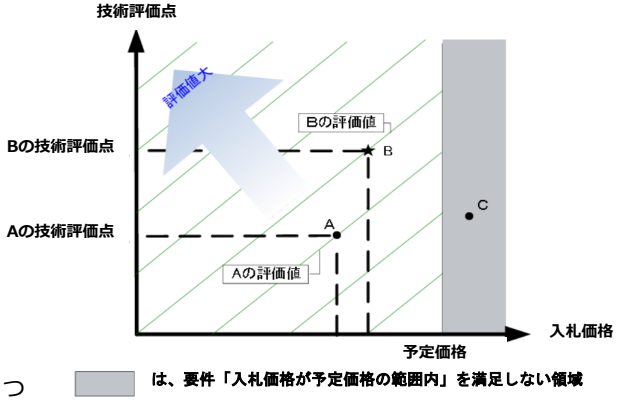

○ 国において包括協議が整っている主な契約
⇒ 研究開発　価格点1：技術点3以内（価格点1/4以上）
調査・広報　価格点1：技術点2以内（価格点1/3以上）
情報システム 価格点1：技術点1　で採用。

○ 価格点と技術点の得点配分割合（評価のウェイト）は技術点（価格以外の評価）の重視度によって変わる。
- 契約相手方の選定に当たって技術評価（専門技術、ノウハウなど）を重視する場合に採用されることが多い。

（参考）加算点の設定について（総合評価・除算方式）

環境省

- 加算点を高くするほど、価格よりも環境配慮項目を重視することとなる。公共調達における価格の重要性と環境配慮項目の評価とのバランスを見て適切に判断しなければならない。
- 公共工事におけるガイドラインや自動車に係る契約においては加算点の上限が50点であり、包括協議においては、こうした前例を参考にされることに留意が必要。

●公共工事に係る契約↓（**標準点100点・加算点10～50点**）

（１）除算方式

① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価 格}} = \frac{\text{標準点（基礎点）＋ 加算点}}{\text{価 格}}$$

② 技術評価点の設定の考え方

・標準点を１００点、技術提案等に応じた加算点の満点を１０～５０点の範囲で決定する。

③ 特徴

・Value for Money※の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。

・入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

※ Value for Money とは、ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある（質の高い）サービスを提供する」ということになる。

公共工事における総合評価方式活用ガイドライン
https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hinkaku/sougou/sougougaido.pdf

●自動車の購入及び賃貸借に係る契約↓（**標準点100点・加算点50点**）

（２）燃費基準値、燃費目標値及び加算点の考え方

自動車の購入等に係る契約における環境性能の評価指標は燃費である。標準値はグリーン購入法に基づく基本方針に定める車種別・燃料種別の燃費基準値とし、目標状態の燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の２倍とする。なお、グリーン購入法の基本方針を適用せずに発注する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値（燃費目標値は燃費基準値の２倍であることは同じ）として設定するものとする。

加算点の満点は 50 点とし、燃費目標値以上の場合にあっても 50 点を上限（満点）とする。加算点は、当該自動車が評価指標において、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかを評価するものであり、具体的には以下の方法で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費－燃費基準値}}{\text{燃費目標値－燃費基準値}} \quad \cdots \text{（式３）}$$

環境配慮契約法基本方針　関連資料
https://www.env.go.jp/content/000306877.pdf

●調査業務↓（**標準点50点、加算点150点**）

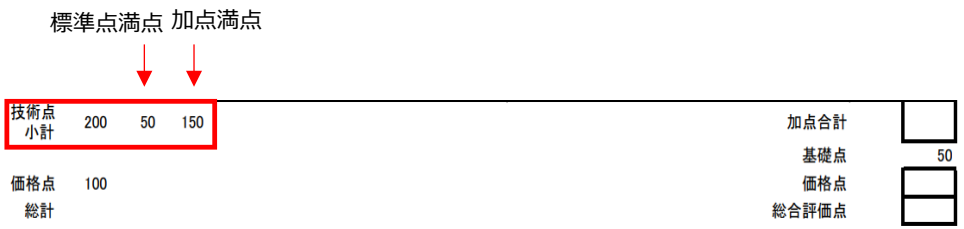

令和７年度東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査等業務
https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/chotatsu_00103.html

総合評価落札方式の検討（評価項目・配点（案））

R8年度第２回専門委員会資料

	配点例※1	評価項目	評価内容
標準	―	① 従業員への研修・教育	年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的に研修・教育を実施していることを評価
標準	―	② 事業の透明性	事業者の基礎情報、業許可内容、施設の能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価
標準	―	③ 再資源化※2又は焼却時等の熱回収、燃料化の実施及び再資源化の実施状況の公表（事業者全体の取組）（新規）※3	事業活動における再資源化（もしくは熱回収、燃料化）の実施及び再資源化の実施の有無を各社HPや環境省への報告を通じて公表していることを評価
標準	―	④ 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を直近５年間※6受けていないことを評価
加算	15	① 再資源化又は焼却時等の熱回収、燃料化の実施（各契約）（新規）※3	当該契約において再資源化又は熱回収・燃料化が実施されることを評価。再資源化される（同時に熱回収もされる場合を含む）場合には15点、熱回収・燃料化のみの場合には5点を付与する。
加算	5	② 環境/CSR/サステナビリティ/統合報告書の公表	事業活動に係る環境配慮の計画、取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価
加算	10	③ 温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表	事業者全体の事業活動に伴い排出されるGHGの排出を算定した上で削減計画・削減対策、目標及び達成状況を数値で示し、各社HP等を通じ公表していることを評価 削減計画：20●●年度までにGHG排出量を●%削減する。 削減対策：電力使用量の削減や未利用電力の活用、再エネ導入等、再資源化の推進
加算	5	④ 環境配慮の取組※4	ISO14001（環境マネジメントシステム）又はエコアクション21等の認証取得していることを評価
加算	5	⑤ 電子マニフェスト※4	電子マニフェストシステム（JWNET）へ加入していることを評価
加算	5	⑥ 財務体質の健全性※4	自己資本比率（直前３事業年度の内いずれかの事業年度において10%以上）、経常利益等の財務体質を評価
加算	5	⑦ 高度化法における認定/プラ法における認定等/地域における脱炭素化・再資源化認定※5（新規）	脱炭素化及び高度な再資源化や再資源におけるスキームの構築の観点で認定等を受けていることを評価。具体的には、高度化法における認定事業者や、プラ法第32条（容リ協会の登録再生処理事業者）・33条・39条・48条に基づく再資源化事業者、各地方公共団体における認定事業者を評価

※1 加算点の満点は必ず50点であるが、配点の内訳は各調達者で設定可能。
※2「再資源化」は、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の 一部として利用することができる状態にすることをいう。
※3 標準③、加算①については、特定有害産業廃棄物の契約時は評価の対象外とする（ほか、感染性廃棄物の埋め立て等、廃棄物が再資源化・熱回収の余地がない方法で処理される場合は本項目の対象外）。
※4 優良産廃処理業者認定制度で認定を受けている事業者は加算④～⑥に関して満点を獲得。
※5 評価項目には全ての認定等を列挙し、いずれかの認定等を取れていれば満点を獲得する想定。また、認定主体以外の再資源化等のスキーム内の処理事業者も含む。
※6 事業参入から5年未満の事業者は事業参入から契約開始時点までに特定不利益処分を受けていないことを評価。
※7 破砕処理を発注する場合には、「低公害型建設機械の導入」を評価することも考えられる。

総合評価落札方式の検討（評価項目・配点（案））

環境省

	配点例※1※7	評価項目※7	評価内容
標準	―	① 従業員への研修・教育	年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的に研修・教育を実施していることを評価
標準	―	② 事業の透明性	事業者の基礎情報、業許可内容、施設の能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価
標準	―	③ [再資源化※2又は焼却時等の熱回収・燃料化の実施]及び[再資源化の実施状況の公表]（事業者全体の取組）（新規）※3	廃棄物処理事業における再資源化又は熱回収・燃料化の実施に加えて、再資源化の実施の有無を各社HPや環境省への報告を通じて公表していることを評価
標準	―	④ 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を直近５年間※6受けていないことを評価
加算	15	① 再資源化又は焼却時等の熱回収・燃料化の実施（各契約）（新規）※3	当該契約において再資源化又は熱回収・燃料化が実施されることを評価。再資源化される（同時に熱回収・燃料化もされる場合を含む）場合には15点、熱回収・燃料化のみの場合には5点を付与する。
加算	5	② 環境/CSR/サステナビリティ/統合報告書の公表	事業活動に係る環境配慮の計画、取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価
加算	10	③ 温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・ 削減対策・目標の策定、達成状況の公表	事業者全体の事業活動に伴い排出されるGHGの排出を算定した上で削減計画・削減対策、目標及び達成状況を数値で示し、各社HP等を通じ公表していることを評価 削減計画：20●●年度までにGHG排出量を●%削減する。 削減対策：電力使用量の削減や未利用電力の活用、再エネ導入等、再資源化の推進
加算	5	④ 環境配慮の取組※4	ISO14001（環境マネジメントシステム）又はエコアクション21等の認証取得していることを評価
加算	5	⑤ 電子マニフェスト※4	電子マニフェストシステム（JWNET）へ加入していることを評価
加算	5	⑥ 財務体質の健全性※4	自己資本比率（直前３事業年度の内いずれかの事業年度において10%以上）、経常利益等の財務体質を評価
加算	5	⑦ 高度化法における認定/プラ法における認定等/地域における脱炭素化・再資源化認定※5（新規）	脱炭素化及び高度な再資源化や再資源におけるスキームの構築の観点で認定等を受けていることを評価。具体的には、高度化法における認定事業者や、プラ法第32条（容リ協会の登録再生処理事業者）・33条・39条・48条に基づく再資源化事業者、各地方公共団体における認定事業者を評価

※1 加算点の満点は必ず50点であるが、配点の内訳は各調達者で設定可能。
※2「再資源化」は、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。
※3 標準③、加算①については、当該契約において委託する処理内容が、再資源化又は熱回収等の余地がない場合は、本項目の評価対象外。（例えば、感染性産業廃棄物等の処理契約のうち、処理の目的や性状上、再資源化又は熱回収・燃料化の実施が想定されないもの）
※4 優良産廃処理業者認定制度で認定を受けている事業者は加算④～⑥に関して満点を獲得。
※5 評価項目には全ての認定等を列挙し、いずれかの認定等を取れていれば満点を獲得する想定。また、認定主体以外の再資源化等のスキーム内の処理事業者も含む。
※6 事業参入から5年未満の事業者は事業参入から契約開始時点までに特定不利益処分を受けていないことを評価。
※7 破砕処理を発注する場合には、加算点の評価項目に「低公害型建設機械の導入」を追加することも考えられる。

高度化法における「判断基準」と現状の評価項目との比較

環境省

- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を判断の基準として示し、これまで再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業**全体を底上げ。**
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者）で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等の措置を講ずる。

判断基準（省令事項）	環境配慮契約の評価項目案での対応状況
省エネ型の設備への改良・運転の効率化 再資源化の工程を効率化する設備の導入 再資源化の工程の集約化の検討 保有する設備の運用について、管理基準の設定 例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等	加算③「温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表」に含まれる
人材育成・研修・労働環境の改善 各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講	加算④「従業員への研修・教育」に含まれる
再資源化の実施状況の公表 各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表	標準②「再資源化又は焼却時の熱回収の実施及び実施状況の公表」に含まれる
需要に応じた再生材の規格・量の把握 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握	客観的な確認・評価が難しく、評価項目に含まないことが適当か
生産性を向上させる技術を有する設備の導入 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 当該技術を有する設備の導入の検討	客観的な確認・評価が難しく、評価項目に含まないことが適当か
目標設定/目標達成に向けた計画的な取組 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定	加算③「温室効果ガス等の排出量の算定、削減計画・削減対策・目標の策定、達成状況の公表」と間接的には関連しうる

企業報告書の種類

環境省

○環境報告書

●事業者が事業活動に関わる環境情報により、**自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況について公に報告**するもの。

- SDGsやパリ協定など持続可能な社会への国際的要請の高まりを背景に、事業者には環境負荷の実績報告に加え、経営戦略と一体化した将来志向の情報開示が求められるようになった。
- これを受け、2018年に「環境報告ガイドライン」を抜本的に見直している。「環境報告ガイドライン2018年版」においては、環境報告への記載事項として以下の10項目を求めている。

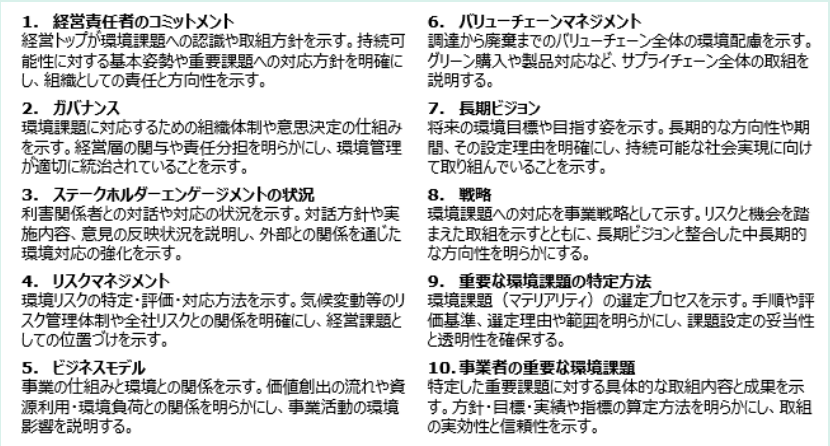

1. 経営責任者のコミットメント
経営トップが環境課題への認識や取組方針を示す。持続可能性に対する基本姿勢や重要課題への対応方針を明確にし、組織としての責任と方向性を示す。

2. ガバナンス
環境課題に対応するための組織体制や意思決定の仕組みを示す。経営層の関与や責任分担を明らかにし、環境管理が適切に統治されていることを示す。

3. ステークホルダーエンゲージメントの状況
利害関係者との対話や対応の状況を示す。対話方針や実施内容、意見の反映状況を説明し、外部との関係を通じた環境対応の強化を示す。

4. リスクマネジメント
環境リスクの特定・評価・対応方法を示す。気候変動等のリスク管理体制や全社リスクとの関係を明確にし、経営課題としての位置づけを示す。

5. ビジネスモデル
事業の仕組みと環境との関係を示す。価値創出の流れや資源利用・環境負荷との関係を明らかにし、事業活動の環境影響を説明する。

6. バリューチェーンマネジメント
調達から廃棄までのバリューチェーン全体の環境配慮を示す。グリーン購入や製品対応など、サプライチェーン全体の取組を説明する。

7. 長期ビジョン
将来の環境目標や目指す姿を示す。長期的な方向性や期間、その設定理由を明確にし、持続可能な社会実現に向けて取り組んでいることを示す。

8. 戦略
環境課題への対応を事業戦略として示す。リスクと機会を踏まえた取組を示すとともに、長期ビジョンと整合した中長期的な方向性を明らかにする。

9. 重要な環境課題の特定方法
環境課題（マテリアリティ）の選定プロセスを示す。手順や評価基準、選定理由や範囲を明らかにし、課題設定の妥当性と透明性を確保する。

10. 事業者の重要な環境課題
特定した重要課題に対する具体的な取組内容と成果を示す。方針・目標・実績や指標の算定方法を明らかにし、取組の実効性と信頼性を示す。

- また「環境報告ガイドライン」のほか、エコアクション21の「産業廃棄物処理業者向けガイドライン」の環境経営レポートに基づいて報告書を作成する場合も含まれる。

環境報告ガイドライン（2018年版）環境省
https://www.env.go.jp/content/900497075.pdf
エコアクション21 産業廃棄物処理業者向けガイドライン 環境省
https://www.ea21.jp/files/guideline/gl2017/sanpai2017_kaishaku.pdf

○CSR報告書

●企業が、財務情報に限らず、環境への取組や社会面も含めて、幅広く自社の社会的責任に関連する情報を開示する報告書。
環境報告書の発展形としてCSR報告書、サステナビリティ報告書を公表する企業が増えている。

○サステナビリティ報告書

●企業のESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組や社会的責任（CSR）をどのように果たしているかをまとめた報告書。
●環境保護への貢献、労働環境の整備、ガバナンス体制などの非財務情報が中心。

○統合報告書

●企業の財務情報と非財務情報をまとめた報告書。

高度化法における認定制度

再資源化事業等の高度化を促進するため、国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（３つの類型）を行い、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の手続の特例を設ける制度。

＜①高度再資源化事業＞

➢ 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

◆対象となる事業

・製品等の**天然資源由来の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給**する事業

・日本の**資源循環の促進に資する事業に再生材を供給**する事業

・地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

・社会全体の**温室効果ガスの排出量削減が見込める事業**

＜②高度分離・回収事業＞

➢ **指定された廃棄物から、より高度な技術を用いて有用な再生材を分離・回収**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

◆対象となる事業

環境大臣が告示で指定する廃棄物を**高度な技術を用いて再資源化する事業**。下記の観点で適時に指定。

・社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの。

・現時点で有効な再資源化工程が確立しており、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在しているもの。

◆対象となる廃棄物

・廃太陽電池

・廃リチウムイオン蓄電池

・廃ニッケル水素蓄電池

＜③再資源化工程の高度化＞

➢ 温室効果ガス**削減効果を高めるための高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

◆工程の高度化とは

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備に更新すること。

◆対象工程

中間処分施設・再資源化施設の設備

プラスチック資源循環促進法による認定制度

環境省

	該当条項	認定の内容 契約での評価対象	認定の概要図
分別収集・再商品化	32条・33条	市区町村は以下の2つの方法でプラスチック製容器包装廃棄物以外の再商品化が可能となる。 （１）容器包装リサイクル法に規定する**指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）**に委託し、再商品化を行う方法。 （２）市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて**再商品化実施者**と連携して再商品化を行う方法。 （第32条関係）日本容器包装リサイクル協会の登録再生処理業者（32条に基づく事業の受注事業者を包含） （第33条関係）再商品化実施者	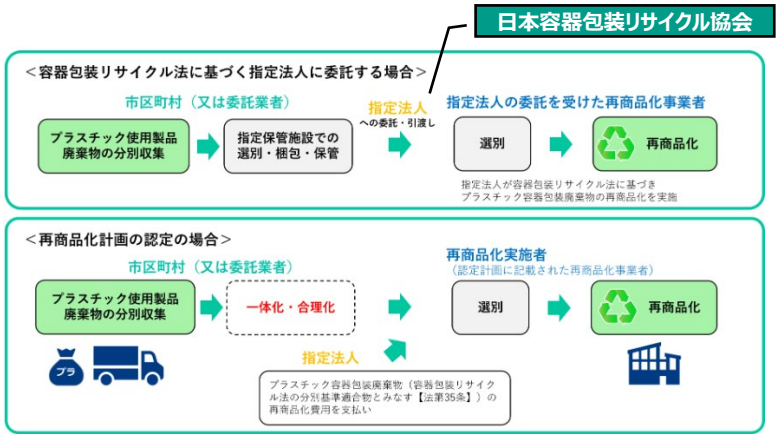
製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	39条	製造・販売事業者等が「自主回収・再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで、廃掃法の業許可がなくても、使用済みプラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができる。 認定計画内の再資源化実施者	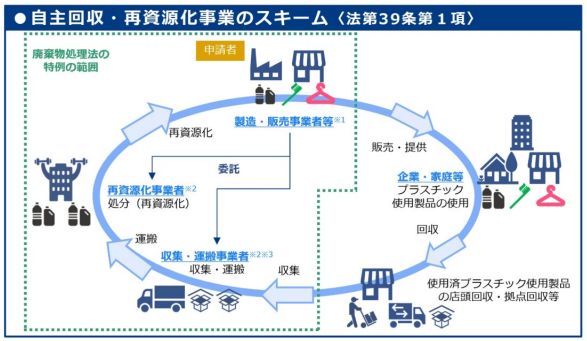
排出事業者等による再資源化	48条	排出事業者（**排出事業者の委託を受けて再資源化事業を行う者**も含む）は、プラスチック使用製品産業廃棄物の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、認定を申請することができる。 認定計画内の再資源化実施者	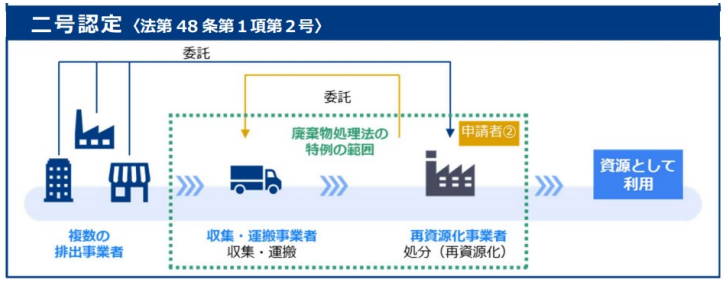

地域における資源循環事業者の認定制度

環境省

■ 産廃処理に関し、脱炭素化や資源循環の観点で積極的に取り組む事業者を認定する制度が各地方公共団体において運営されている。

◆北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度

産業廃棄物の適正処理に加え、「脱炭素化」と「資源循環」に積極的に取組む排出事業者・処理業者を評価・認定する全国初の制度を、令和８年3月に創設。4段階のグレードで評価しているが、再資源化を評価する**★４つのグレードのみを評価するのが適切か**。なお、令和８年3月時点で★4つを獲得しているのは10事業者。

3　認定グレード

事業者の取組状況を総合的に評価し、以下の4段階のグレードで認定

グレード	取組状況
サーキュラーキーパー（★）	適正処理、安全確保を高いレベルで実現している事業者
グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）	温室効果ガス排出量算定に着手し、脱炭素化へ第一歩を踏み出している事業者
グリーンサーキュラーナビゲーター（★★★）	温室効果ガス削減目標を設定し、具体的な削減実績を上げている事業者
グリーンサーキュラーフロンティア（★★★★）	再生材の供給・使用等、先進的かつ革新的な脱炭素型資源循環を実現している最上位の事業者

（例）ジャパンウェイスト株式会社

【脱炭素の取組】

事業活動における CO2 排出量の削減に注力しており、重油使用量や電力使用量の削減、焼却炉の安定稼働による発電効率の向上を目指している。

また、廃棄物焼却で発電した未利用電力を活用した水素製造に取り組み、化石燃料代替による CO2 排出削減や、水素利用技術の開発・実証を進めている。その他にも高速炭酸化技術の新規技術導入により、焼却炉から排出する CO2 削減を検討している。2050 年の温室効果ガス排出量ネットゼロ達成に向けたロードマップを策定し、環境投資を積極的に行っている。

【資源循環の取組】

廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用率向上に積極的に取り組んでいる。セメント原料への混合や金属回収など、多様な技術を活用して廃棄物のリサイクル率向上を目指し、混練事業や新焼却炉の導入により、廃棄物のリサイクル率を大幅に改善している。

また、排出事業者やセメント企業などとの連携強化により、廃棄物の焼却・埋立からリサイクルへの転換を促進している。

（参照）https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001198086.pdf

◆愛媛県資源循環優良モデル認定制度（スゴeco）

環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して、他の模範となるようなリサイクル製品、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）に積極的に取り組んでいる事業所や店舗を**「愛媛県資源循環優良モデル（スゴeco）」**として、平成13年度から認定。産廃処理の許可を有している事業者は6者認定されている。

（例）城東開発株式会社

事業所の取組み　**廃棄物の再資源化や環境教育活動を推進する事業所**

産業廃棄物収集運搬・処理業者として、廃棄物を"資源"として捉え、徹底した分別等によるリサイクルを実施するとともに、海洋ごみ問題や廃プラスチックを使った環境教育活動にも取り組んでいます。

廃棄物の再資源化



①産業廃棄物を受入　②種類毎に分別　③再資源化

（参照）https://www.pref.ehime.jp/page/9669.html

収集運搬業者の評価

環境省

- 現在、収集運搬業者については、中間処理業者と同様の評価項目で裾切方式によって落札者を決定することとなっている。解説資料においては、裾切方式における追加的な評価項目として「**業態固有の環境配慮への取組についての評価項目例**」を示しており、収集運搬業者については**「環境に配慮した運転・管理」**と**「低燃費・低排出ガス車の導入」**が例示されている。
- 「環境に配慮した運転・管理」については、グリーン購入の「輸配送」に係る判断の基準（モーダルシフトの基準は除く）を評価基準としている。
- 「低燃費・低排出ガス車の導入」については、電動車等※1及び、低燃費車については、現状平成27年度※2燃費基準達成車が、低排出ガス車については平成17年度以降※2の排出ガス規制適合車が、収集運搬車両全体の50%以上占めていることを評価。
- 収集運搬業者については、これらの項目に追加される環境配慮の取組が現状見られないことから、引き続き裾切方式とすることでどうか。

※1 電動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車

※2グリーン購入法の判断の基準を参照して更新予定

評価項目	評価内容及び評価基準
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 [122]」(平成 30 年2 月閣議決定）の輸配送に係る判断の基準（モーダルシフトの実施に係る判断の基準を除く）を満たすことで評価。 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ⑤輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること（備考７エに掲げる措置 [123]を除く）。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②～⑤については実施の状況がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費車については、収集運搬車両全体に占める平成 27 年度燃費基準達成車 [124]の導入割合で評価。 低排出ガス車については、収集運搬車両全体に占める平成 17 年度以降の排出ガス規制適合車 [125]の導入割合で評価。

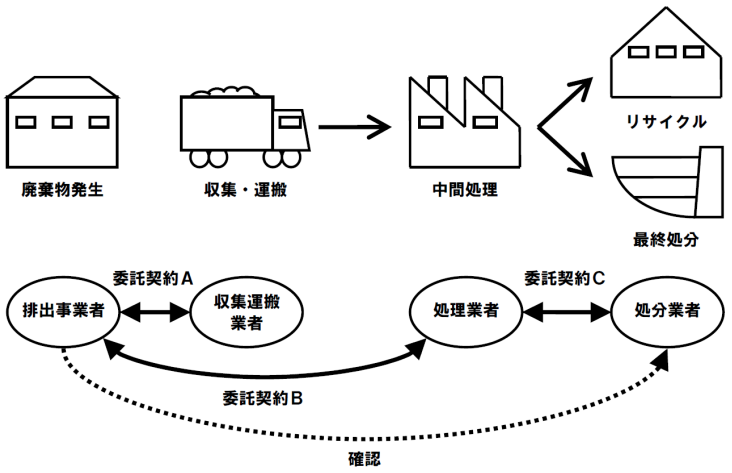

図Ⅵ－2－1　収集運搬と中間処理を委託する場合の処理フローと処理委託

排出事業者は収集・運搬業者と中間処理業者のそれぞれと委託契約を締結する。

検討スケジュール

産業廃棄物に係る検討について（スケジュール）

■ 令和8年度に２回開催して総合評価落札方式の導入について検討。廃棄物専門委員会にて契約方式の詳細を議論いただいた後、第2回検討会に諮り、見直し方針を決定。

年度	2025（R7）			2026（R8）											2027（R9）※
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
検討会等			廃棄物専門委員会①			廃棄物専門委員会①		親①	廃棄物専門委員会②		親②					
検討事項	・総合評価の導入検討（頭出し） ・高度化法の要件を含めた評価項目の見直し ・提案募集（R7）			・総合評価の導入検討（評価項目、配点）					・総合評価の導入検討（取りまとめ案）			・総合評価の方針決定				
契約実務への反映													閣議決定 ★			総合評価導入（P）

※令和８年度末に閣議決定する場合は、令和10年分の契約からの本格導入を想定。

参考資料

（参考）優良産廃処理業者の都道府県別認定件数

■ 収集運搬業・処分業の都道府県別の優良産廃認定事業者数を示す。いずれも人口規模に応じて認定件数は多くなる傾向にあり、愛知県が最も認定件数は多く、関東近郊、大阪府、福岡県で認定件数が多くなっている。

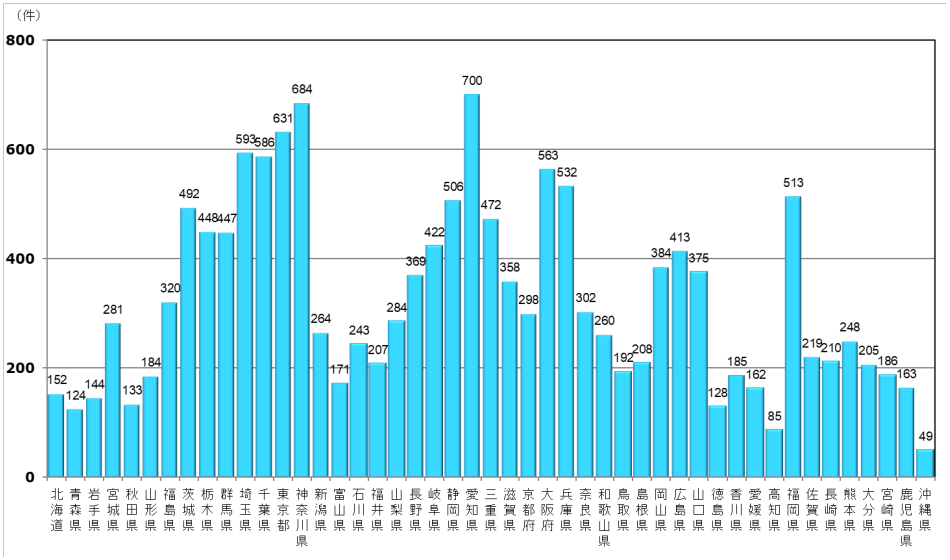

収集運搬業の認定件数

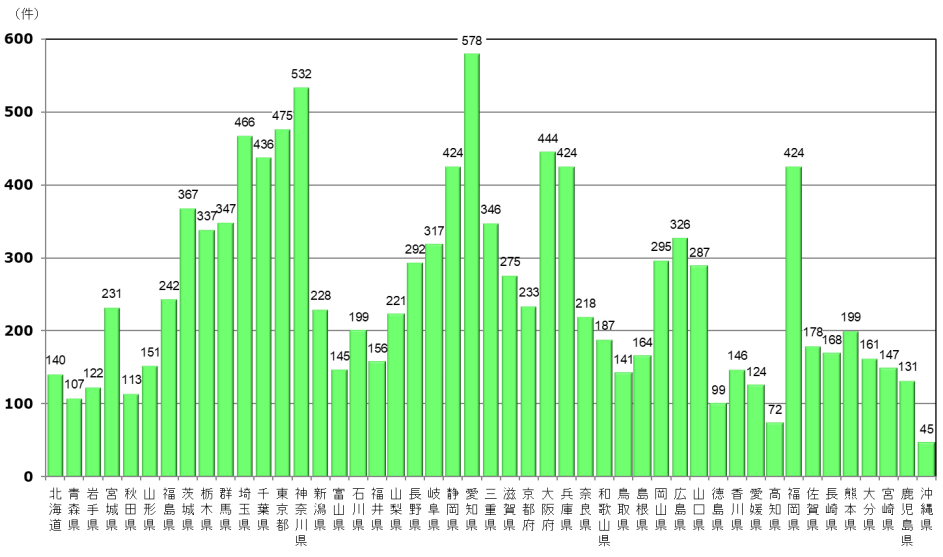

処分業の認定件数

注１：いずれかの都道府県又は政令市・業区分で認定を受けている件数。電子マニフェスト対応の「収集運搬業」は15,095件、「処分業」は11,860件

注２：都道府県別又は政令市において認定を受けている件数であり、政令市の件数は当該都道府県に含めている

資料：産廃情報ネット「さんぱいくん」（2026年3月18日現在）

（参考）電子マニフェストの普及状況

- 電子マニフェストの普及状況を把握する指標として、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率の推移を示す。
- 第五次循環型社会推進基本計画では、2030年に捕捉率を75%とすることが目標とされている。

【電子マニフェストで把握する委託量と捕捉率の推移】

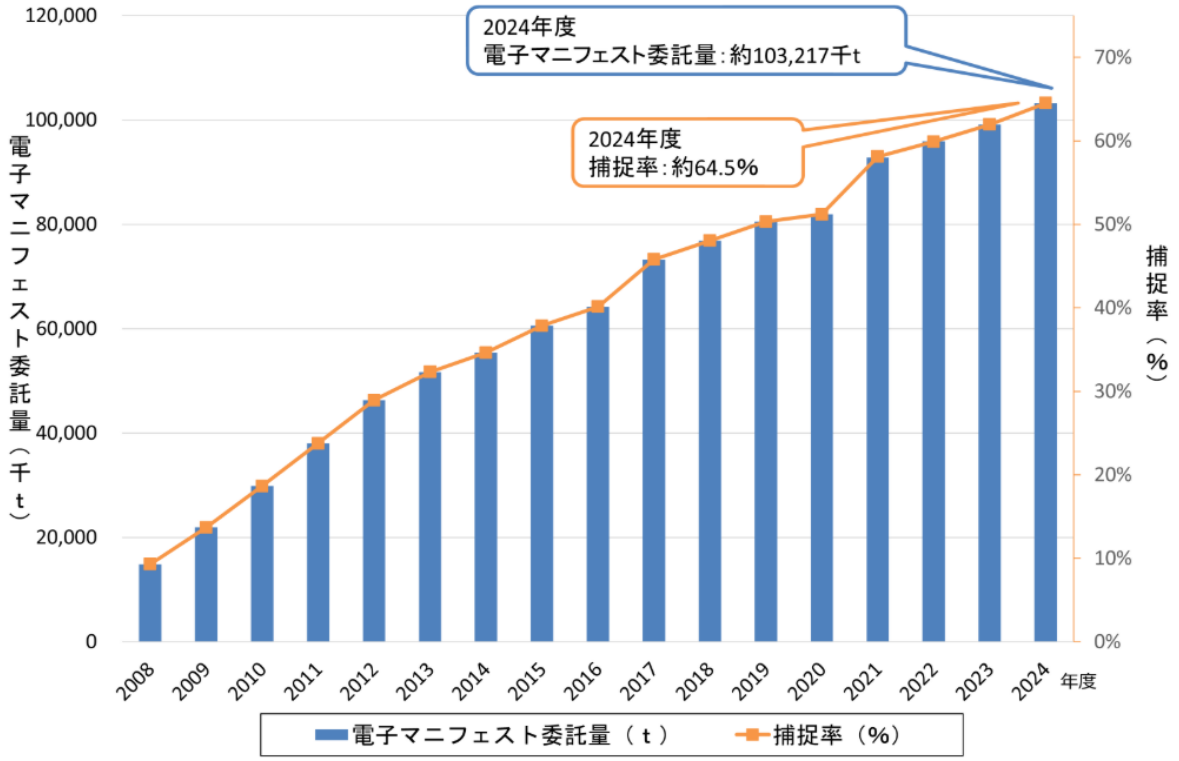

JWネットhttps://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/regist/index.html

令和８年度第２回廃棄物専門委員会におけるご意見等【1/2】

環境省

❍ 評価項目・配点（案）の表下の注釈（※７）について

- ✓ 「※7 破砕処理を発注する場合には、「低公害型建設機械の導入」を評価することも考えらる」の注釈は、どこにかかっているか不明。全体にかかるのであれば書き方を変えた方がよい。
  - ➢ ※7は加算点の全体にかかっているイメージである。迷うことがないように、記載の仕方を工夫する。

❍ 「特定有害産業廃棄物の扱い（標準③、加算①の※3）について

- ✓ 特定有害産業廃棄物の契約時は、標準点③及び加算点①を一律に評価対象外とするのか。焼却灰のメタル回収やPCB処理など熱回収をしている事例はどのように扱うのか。また、対象外の場合、加算点の15点はどのように扱うのか。
  - ➢ 熱回収を行っている事例があるのであれば一律に対象外とせず、調達者が再資源化や熱回収の余地を確認し、本当に余地がない場合に対象外とする。その場合は加算点①を設けず、他の評価項目で加算点の満点が50点となるよう、配点を調整していただく方向で整理したい。

❍ 再資源化、熱回収、燃料化の表現の統一について

- ✓ 「熱回収の余地」は、燃料化も念頭に、「熱回収等の余地」とするなど表現の整合を図るとよい。
- ✓ 標準③、加算①、※3の「再資源化」「熱回収」「燃料化」の表現を揃えた方がよい。
  - ➢ 表現の不整合がある箇所は、誤解が生じないよう表現を揃えるようにしたい。

❍ 事業活動における再資源化（標準③）の範囲について

- ✓ 「事業活動における再資源化」とすると、処理業者が事務所から排出する紙ごみなどを分別・再資源化する取組も含まれるように読めるが、そのような取組も想定しているのか。
  - ➢ 事業者全体として実施する取組も対象となり得るが、本来は処理の形態として最終的に再資源化や熱回収を行う趣旨である。「事業活動における」などの表現が異なる意味に受け取られないよう修正したい。

令和８年度第２回廃棄物専門委員会におけるご意見等【2/2】

環境省

❍ 感染性廃棄物の埋め立て（※3）の表現について

✓ 「感染性廃棄物の埋め立て」という例が記載されているが、感染性を除いた上での埋め立てになるはずであり、直接埋め立てすることはできないため、表現を修正すべき。

- 適切な処理により感染性をなくした上で埋め立てることを想定しているが、誤解が生じないよう書きぶりを見直したい。

❍ 総合評価方式の導入による影響について

✓ 環境配慮契約の実施割合が頭打ちとなっている中、総合評価方式の導入によって、どのような方向に進むと評価しているのか。特別管理産業廃棄物が全体の半分を占めるため、※３の取扱いによって良い方向にも悪い方向にも進み得るのではないか。

- 厳密な分析はできていないが、全く対応できないとは考えておらず、ある程度は実施できるのではないか。一方で、制度導入後の状況は注視する必要がある。調達者への説明やQ&A等を整備し、発注者が迷わないようにするとともに、総合評価の実施結果をしっかりフォローアップしたい。
- 特別管理産業廃棄物はボリュームが大きく、制度への影響も考えられる。運用状況を見ながら進めていきたい。

❍ 契約締結実績について

✓ 収集運搬と処分を一緒に発注する場合、別々に発注する場合よりも環境配慮契約の実施割合が低くなっている理由について、何か考察しているか。

- 詳細な分析はできていない。今後の動向を注視しつつ、契約形態の違いについても、予定しているヒアリングの中で確認していきたい。